

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年7月2日）

提案課名 健康づくり課

報告者名 渋谷 ちづる

事案名	気候変動適応法の一部改正による本市の対応について	有 資料 無
提案趣旨	気候変動適応法が昨年6月に一部改正され、本年4月から施行されました。この改正により新たに設けられた熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）及びクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、本市での対応方法を定め、運用を開始したため、報告するものです。	
概要	1 熱中症特別警戒アラートについて (1) 概要 過去に例のない広域的で危険な暑さが予測された時に、従来の熱中症警戒アラートより一段階上の注意喚起として環境省から発表されます。当アラート発表時は、市民には緊急情報メールや本市公式LINEでの配信、防災行政無線での放送を行うほか、職員には各課宛の通知や庁内掲示板での周知、クーリングシェルター指定施設には管理者宛に通知し、施設の開放を依頼することで、市民一人ひとりの熱中症予防対策に努めます。 (2) 運用期間 令和6年4月24日（水）から同年10月23日（水）まで 2 クーリングシェルターについて (1) 概要 冷房設備を有する等の市内施設について、市は、暑さをしのぐ場所として指定できるとともに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、当該施設の開放を義務付けることができます。施設には、クーリングシェルター・マークの掲出及びポスター、リーフレットの配架並びに熱中症特別警戒アラート発表時の施設開放を依頼します。なお、民間施設を指定する場合は、施設管理者と協定を締結する必要があります。 (2) 指定要件 ア 冷房設備を有すること イ 熱中症特別警戒アラート発表時に住民等に開放すること ウ 滞在のために供すべき部分について、必要な空間を確保すること	

概要	(3) 指定予定施設 ア 公共施設 指定要件を満たした53施設 イ 民間施設 市ホームページでの募集等により順次指定
経過	令和6年 4月1日 気候変動適応法の一部改正施行 〃 6月5日 公共施設の指定に向けた各課への照会 〃 6月10日 民間施設指定のため、秦野市指定暑熱避難施設の募集に関する要領の施行 〃 6月13日 市ホームページでクーリングシェルの民間施設募集開始 〃 6月下旬 市議会議員へ情報提供 まほろば秦野通信への投稿 〃 7月1日 公共施設のクーリングシェルター指定 市ホームページにクーリングシェルター一覧を公表 広報はだの（7月1日号）に熱中症特集を掲載
今後の進め方	令和6年10月23日 令和6年度運用終了 ※民間施設の募集は、次年度運用に向け随時募集

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) ＜これまでの発表回数＞ R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) ＜<u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u>＞
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u>の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 （<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>）
発表時間	前日 午後5時 頃 及び 当日 午前5時 頃	前日 午後2時 頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 （現行は赤）	黒

熱中症予防協力施設（旧クールシェルター）との違い

高齢介護課では、平成 24 年度から熱中症リスクの軽減を図るため、公共施設や店舗等の協力により、「熱中症予防協力施設（クールシェルター）」を一時的な休憩場所として位置付けています。

今回、気候変動適応法で新たに創設された指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）も暑さをしのぐ場所の確保を目的としていますが、法的な位置づけや指定の条件に違いがあります。

	クーリングシェルター	熱中症予防協力施設
概要	熱中症特別警戒アラートが発表された時に開放を義務付ける	熱中症予防ポスターを見やすい場所に掲示し、公共施設や店舗等を暑中のひと涼みできる休憩場所として提供
要件	1 冷房設備を有すること 2 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、住民等に開放すること 3 住民等が滞在のために供すべき部分について、必要な空間を確保すること	なし
施設の指定	あり（民間施設の場合、市と施設管理者の間で協定を締結する必要がある）	なし
運用期間	4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日のうち、熱中症特別警戒アラート発表時	毎年 7 月から 9 月まで
公表	指定する全ての施設を市ホームページで公表（施設名称、所在地、開放可能日及び受入可能人数等）	一部の施設名称を市ホームページで掲載
根拠法令等	気候変動適応法	なし

クーリングシェルター指定予定施設

施設名称		所管課
1	本庁舎	財産管理課
2	西庁舎	
3	東庁舎	
4	教育庁舎	
5	秦野駅連絡所	戸籍住民課
6	渋沢駅連絡所	
7	東海大学前駅連絡所	
8	鶴巻温泉駅連絡所	
9	ほうらい会館	市民相談人権課
10	本町公民館	生涯学習課
11	南公民館	
12	南が丘公民館	
13	東公民館	
14	北公民館	
15	大根公民館	
16	鶴巻公民館	
17	西公民館	
18	渋沢公民館	
19	堀川公民館	
20	上公民館	
21	はだの歴史博物館	
22	サンライフ鶴巻	スポーツ推進課
23	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館） （※令和6年7月より改修工事）	文化振興課
24	宮永岳彦記念美術館	
25	図書館	図書館
26	保健福祉センター	地域共生推進課
27	末広ふれあいセンター	高齢介護課
28	広畑ふれあいプラザ	

施設名称		所管課
29	千村児童室	こども育成課
30	横野児童館	
31	柳川児童館	
32	広畑児童館	
33	堀川児童館	
34	曲松児童センター	
35	渋沢児童館	
36	谷戸児童館	
37	戸川児童館	
38	沼代児童室	
39	平沢児童館	
40	北矢名児童館	
41	西大竹児童館	
42	三屋台児童館	
43	いずみ児童館	
44	堀山下児童館	
45	はだのこども館	
46	表丹沢野外活動センター	
47	中野健康センター	健康づくり課
48	くずはの家	環境共生課
49	里山ふれあいセンター	森林ふれあい課
50	メタックス体育館はだの（総合体育館）	公園課
51	NITTANパークおおね（おおね公園）【管理事務所】	
52	カルチャーパーク【管理事務所】	
53	上下水道局	経営総務課